

## 第1回

杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会

### 議題論点シート

(前回議論の確認用)

## 議題（１） 区の基本理念について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第3条、第4条、第5条
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第3条、第5条
新条例への 規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。 (個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編) 1 1 (P74))</li> <li>・法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない。 (個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A(行政機関等編) 9-1-1 (P25))</li> </ul>
課題	改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)の規定と重複しない範囲で、杉並区の個人情報保護に対する姿勢をどのように規定することができるか検討する必要がある。
事務局案	<p>杉並区の個人情報保護への姿勢を明らかにするため、新条例に以下の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めること。</li> <li>・国の個人情報保護法の制定(平成11年)に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定(昭和61年)するなど、個人情報保護に関する先進的な取り組みを行ってきた経緯に誇りを持ち、今後も同様の姿勢で個人情報の保護に努めること。</li> <li>・デジタル技術の導入による区民サービスの向上、効率的な行政運営を目指しながらも、個人情報の取り扱いにあたっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故の防止に努めること。</li> </ul>
事務局案の 考え方	<p>改正法の理念規定は、個人情報の適切な取り扱い及びそのために必要な施策の制定にとどまっている。区は、これまでの個人情報保護への考え方や取り組みを踏まえつつ、行政のデジタル化を進めながら引き続き個人情報の保護に努めていく考えである。</p> <p>また、現行条例第4条及び第5条に規定されている事業者の責務、区民の責務について、新条例において引き続き同様の規定を設ける。</p>
部会委員か らの主なご 意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体としても、法律に則った行政を行わなければならないが、個人情報保護レベルが、来年度から下がってしまうとなると住民の理解を得られない。国の考え方に反しない中で、区として、個人情報保護レベルを維持するための取組、審議会事前諮問に代わる代替措置を具体的にどのように示すことができるかが重要になってくる。</li> <li>・災害時の対応や地域のつながりの希薄化を念頭に置き、個人情報の保護だけではなく、セキュリティを担保した上での情報の利活用について、理念に落とし込むべきではないか。</li> <li>・条例が制定後数十年にわたり運用されることを考慮すると、デジタル化という今の時</li> </ul>

代を反映した文言はあえて使用せず、普遍的な表現を使用し、基本的人権の尊重や住民の権利保護にも言及した壮大な理念にするべきではないか。

- ・これまでの杉並区情報公開・個人情報保護審議会において、安全管理措置と個人情報の利用制限に関する質疑が多くなされてきたことを踏まえると、安全管理措置に加え利用制限についても言及するとよいのではないか。

また、条例に定める必要はないが、区が必要に応じ個人情報保護委員会に対して意見を述べる旨を何らかの形で明文化できるとよいのではないか。

<結論>

基本理念については一つ一つの文言が特に重要な意味を持つことから、具体的な条文案を事務局から示した上で再度検討することにする。

## 議題（２）－１ 開示請求等の手数料について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第 26 条
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 89 条第 2 項、第 3 項
新条例への 規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。 (個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編） 7-1-13 (P52))</li> <li>・ コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求等の手数料とは別に徴収することは可能である。 (個人情報の保護に関する法律についての Q&amp;A（行政機関等編） 5-7-2 (P17))</li> <li>・ 地方公共団体の判断により、条例で手数料の減免について規定することは妨げられない。 (個人情報の保護に関する法律についての Q&amp;A（行政機関等編） 5-7-3 (P17))</li> </ul>
課題	<p>現行条例の規定では、開示請求等の手数料については無料とし、写しの交付等に要する費用は請求者の負担としている。</p> <p>新条例において、手数料・実費の負担についてどのように規定するか検討する必要がある。</p>
事務局案	現行条例と同様に、開示請求等の手数料については無料とし、写しの交付等に要する費用等の実費は請求者の負担とする。
事務局案の 考え方	開示請求等の権利を保障する観点から、開示請求等に係る手数料は現行のとおり無料とすることが望ましい。
部会委員か らの主なご 意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実費についても無料とすることは難しいのか。 (事務局回答) 閲覧の手数を無料とすることで、開示請求の権利を保障している。一般的な資料の複写の際には 1 面 10 円をいただいていることから、写しの交付等に要する費用等の実費もこれに倣う考えである。</li> <li>・ 現在、減免規定はないのか。 (事務局回答) ない。</li> <li>・ 開示請求については情報の量が多くないため問題になりにくいですが、情報公開請求の場合は実費を無料にすることで大量の請求を何度も行うようなケースがある。これを踏まえると、実費については現行の運用で問題ないと考える。</li> </ul> <p>&lt;結論&gt; 事務局案のとおりとする。</p>

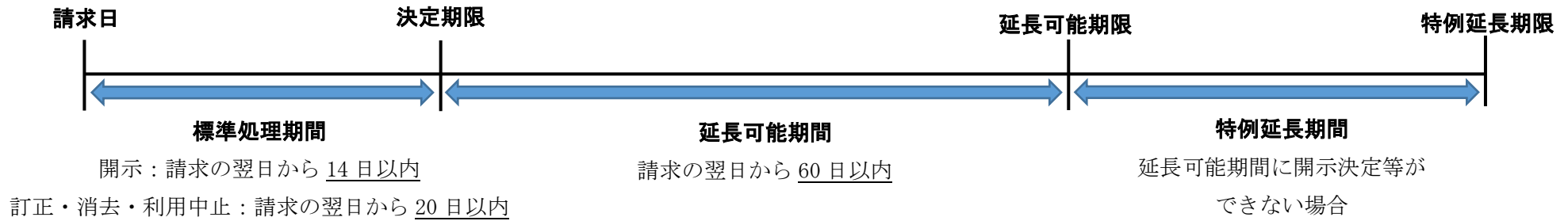
議題（２）－２ 開示請求等の決定期限について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第 23 条
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 83 条
新条例への 規定の可否	<p>開示請求等の決定期限について、条例で 30 日以内の任意の期間とすることは認められる。また、法第 83 条第 2 項の延長可能な期間について、30 日以内の任意の期間とすることは認められる。ただし、法第 83 条第 1 項の期間を短縮した場合も、同条第 2 項の期間について法が定める 30 日を超える期間とすることはできない。</p> <p>(個人情報保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) 5-6-1 (P16))</p>
課題	<p>現行条例では、開示請求等の決定期限は以下のとおり規定されている。</p> <p><b>【標準処理期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の場合 <u>請求の翌日から 14 日以内</u></li> <li>・訂正請求、消去請求、利用中止請求の場合、<u>請求の翌日から 20 日以内</u></li> </ul> <p><b>【延長可能期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求の種別を問わず、<u>請求の翌日から 60 日以内</u></li> </ul> <p>他方、改正法の規定をそのまま適用すると、開示請求、訂正請求、利用停止請求※ 1 の決定期限は以下のとおりとなる。</p> <p>※ 1 現行条例における消去請求、利用中止請求にあたる。</p> <p><b>【標準処理期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求の種別を問わず、<u>請求のあった日から 30 日以内※ 2</u></li> </ul> <p><b>【延長可能期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求の種別を問わず、<u>標準処理期間に加えて 30 日以内</u></li> </ul> <p>新条例において、決定期限を短縮する規定を設けるか否かを検討する必要がある。</p> <p>※ 2 期間計算の方法については、民法第 140 条の規定に基づき、「開示請求等があった日」の翌日から起算し、同法 142 条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了するところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできない。</p> <p>(個人情報保護に関する法律についての Q &amp; A (行政機関等編) 5-6-2 (P16))</p> <p>また、個人情報保護委員会に確認をしたところ、法施行条例において「請求のあった日の翌日から起算して」など、改正法と異なった表現を使用することは認められない。</p>
事務局案	<p>標準処理期間について、開示請求の場合は請求のあった日から 14 日以内に、訂正請求、利用停止請求の場合、請求のあった日から 20 日以内とする旨を新条例に規定する。延長可能期間については、請求日から起算した期限が現行条例よりも短縮されることになるため、30 日以内の任意の期間とする規定は設けない。</p>

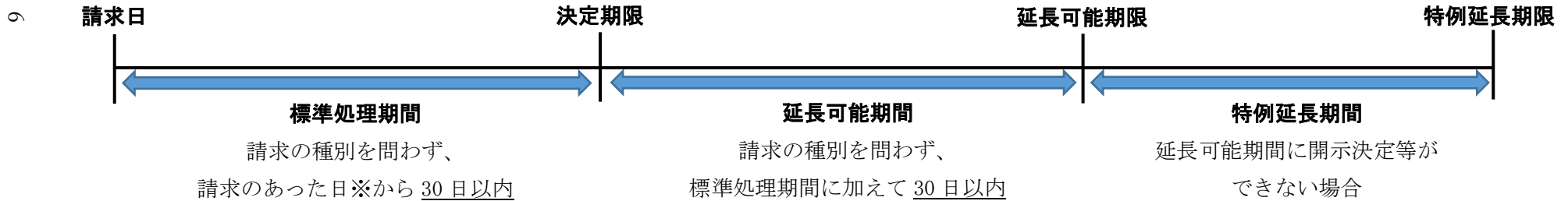
<p>事務局案の 考え方</p>	<p>迅速な開示請求等に努める観点から、改正法に定められた標準処理期間について、現行の規定と同じ期間になるよう短縮する規定を条例に設けることが望ましい。</p> <p>なお、標準処理期間内に決定を行うことができない開示請求等については、開示請求等の対象となる情報の特定に相当の期間を要する、特定した情報の開示・非開示等の判断に相当の期間を要するなど、正確かつ慎重な開示決定等を行う必要があるため、延長可能期間を短縮する規定は設けない。</p>
<p>部会委員か らの主なご 意見</p>	<p>・事務局が対応できるなら短縮する規定を設けることは問題ない。</p> <p>&lt;結論&gt;</p> <p>事務局案のとおりとする。</p>

議題（２）－２ 開示請求等の決定期限について イメージ図

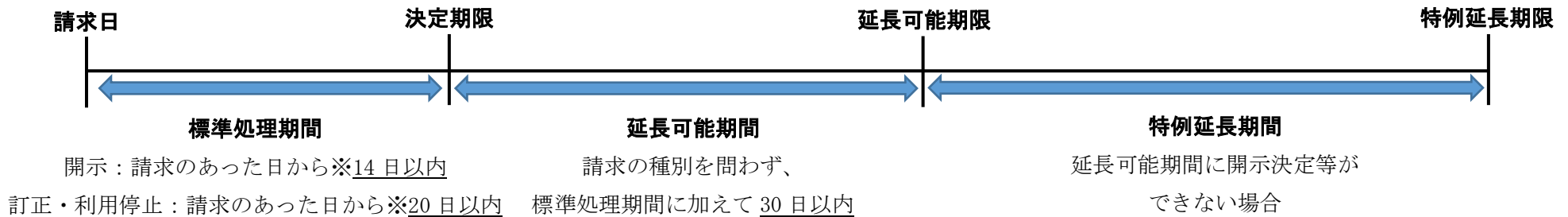
①現行条例の規定



②改正法の規定



③事務局案



※民法第 140 条の規定に基づき、「請求のあった日」の翌日から起算する。

### 議題（２）－３ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について

関係規定 (現行)	なし
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第 60 条第 3 項、第 109～123 条、附則第 7 条 改正個人情報保護法施行令第 17 条、第 31 条
新条例への 規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に係る提案募集の実施は任意とされている。 (個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編) 8-2 (P64))</li> <li>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については条例で定めることが想定される。 (個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編) 11 (P74))</li> </ul>
課題	<p>「匿名加工情報」とは、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。また、「行政機関等匿名加工情報」とは、個人情報ファイル(≒個人情報をデータベース化したもの)を構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。</p> <p>行政機関等は、行政機関等匿名加工情報の提案募集を行い、民間事業者等から提出された提案を審査したうえで、行政機関等匿名加工情報を民間事業者等に提供することとされている。</p> <p>都道府県及び政令指定都市を除く地方公共団体の場合、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされているが、実施する場合には利用に関する契約の手数料について条例で定める必要がある。</p>
事務局案	行政機関等匿名加工情報の提案募集は当面実施しない。このため、利用に関する契約の手数料の規定は当面設けない。
事務局案の 考え方	<p>平成 28 年行政機関個人情報保護法改正により「非識別加工情報(≒匿名加工情報)の提供制度」が導入され、行政機関、独立行政法人で同制度の運用が開始された。地方公共団体でも国の非識別加工情報と同様の規定を整備することは可能であったが、整備したのは和歌山県、鳥取県のほか市区町村 5 団体にとどまり、同制度に基づき情報を提供したことが確認されているのは独立行政法人 1 件、地方公共団体 1 件に過ぎない。</p> <p>同制度へのニーズが乏しいと思われること、また同制度に関する十分なノウハウが蓄積されておらず適切な運用ができるか懸念があることから、当面の間、制度の導入については見合わせることにする。</p> <p>なお、現時点において他区において令和 5 年 4 月に本制度の導入を具体的に検討している区は存在しない。</p>
部会委員か らの主なご 意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関等匿名加工情報の一番の懸念は、適切な匿名加工ができるかという点。匿名加工が不十分だったり、匿名加工前のデータを誤って送信するなどの情報漏えいのリスクがあるため、手数料を定める自治体は政令市と都道府県以外は極めて少ない</li> </ul>



と思われる。そのような中で手数料の規定を設けると、区は行政機関等匿名加工情報の提案募集を実施する意向であると捉えられる可能性がある。

<結論>

事務局案のとおりとする。

### 議題（３） 条例要配慮個人情報について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第7条
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第2条第3項、第60条第5項 改正個人情報保護法施行令第2条
新条例への 規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（改正法第60条第5項）。</li> <li>地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。</li> <li>（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）4-2-6（P16））</li> <li>・ 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。（同上）</li> <li>・ 要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められない。</li> <li>（個人情報の保護に関する法律についてのQ&amp;A（行政機関等編）3-2-1（P6））</li> </ul>
課題	<p>条例要配慮個人情報とその他の個人情報に係る取り扱いの相違点は以下の2点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報ファイルに条例要配慮個人情報が含まれる場合、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿にその旨を記載すること。</li> <li>・ 条例要配慮個人情報が含まれた個人情報の漏えいがあった場合は、個人情報保護委員会への報告が義務付けられていること。</li> </ul> <p>杉並区の地域特性その他の事情を考慮し、条例要配慮個人情報に該当する個人情報の有無を検討する必要がある。</p>
事務局案	<p>条例要配慮個人情報は新条例に規定しない。</p> <p>ただし、区が保有する個人情報に条例要配慮個人情報に該当すると思慮される場合に、当該個人情報を条例要配慮個人情報として条例で定めるべきか審議会の意見を聴くことができる規定を新条例に設ける。</p>
事務局案の 考え方	<p>条例要配慮個人情報の具体例について個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に照会を行ったところ、どのような個人情報が条例要配慮個人情報に該当するか、委員会は回答を持ちあわせていないとのことだった。</p> <p>この点、区は、個人情報それ自体が地域性を内包し、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが条例要配慮個人情報に該当すると考える。</p> <p>これを踏まえると、区が保有する個人情報のうち条例要配慮個人情報に該当するもの</p>

	<p>はないと考える。</p> <p>しかし、今後区が条例要配慮個人情報に該当しうる個人情報を取り扱う可能性を考慮し、専門的な知見に基づく意見を聴く機会を確保することで、個人情報の適切な取り扱いに努めていくべきだと考える。</p>
<p>部会委員からの主なご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の杉並区個人情報保護条例第7条各号を見ると、第4号（審議会の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項）以外は改正法に規定する要配慮個人情報に含まれるため、事務局案のとおりで問題ないと考える。</li> <li>・「地域の特性その他の事情」の要件について、性的指向、DV被害者の情報などは秘匿すべき情報と考えるが、地域の特性とは言えない面もある。条例要配慮個人情報を定める場合、杉並区の特性に合ったものしか規定することができないのか。</li> </ul> <p>（事務局回答）「地域特性その他の事情」の捉え方について、個人情報保護委員会から具体的な例が示されない中、杉並区として「個人情報それ自体が地域性を内包しているもの」を定義として考えた場合、条例要配慮個人情報に該当するものはないというのが事務局の考え方。一方で、性的指向、DV被害者の情報などは情報自体の地域性というよりは、情報の捉え方の地域性だと考えている。</p> <p>&lt;結論&gt; 事務局案のとおりとする。</p>

## 改正個人情報保護法第2条第3項に規定される要配慮個人情報一覧

	要配慮個人情報の種別	備考※
1	本人の人種	<p>人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。</p> <p>また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。</p>
2	信条	<p>個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。</p>
3	社会的身分	<p>ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。</p>
4	病歴	<p>病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。</p>
5	犯罪の経歴	<p>前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。</p>
6	犯罪により害を被った事実	<p>身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。</p>
7	本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の改正個人情報保護法施行規則で定める心身の機能の障害があること。</li> <li>・本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果</li> <li>・健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。</li> <li>・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。</li> <li>・本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。</li> </ul>

※1～6の備考については、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）P46、P47の記載を引用。

7の備考については、改正個人情報保護法施行令第2条に定めるものを記載。